

中小企業診断士の視点

第21回 人材確保！「シニア人材活用のすすめ」



中小企業診断士 左近 裕子
一社) 埼玉県中小企業診断協会

少子高齢化の進行により、多くの中小企業が人材確保に苦慮しています。内閣府によると（注1）、生産年齢人口である15～64歳は2016年に7656万人ですが2065年には4529万人に減少するのに対し、65歳以上の高齢者は2042年に3935万人に達し、やがて高齢者1人を現役世代1.3人で支える社会が到来するとしています。「若い県」といわれていた埼玉県も例外ではなく、かつてない速さで高齢化が進行すると見込まれています。

政府はこの事態を受け、雇用対策法の改正、厚生年金の支給開始年齢の引上げ、高年齢者雇用安定法の改正等、高齢者雇用促進のためさまざまな施策を行ってきました。今は過渡期ですが、65歳以上のシニアも働くのが当然の社会になろうとしています。そして人手不足に悩む中小企業にとって「シニア人材」は人材確保の希望でもあるのです。

「シニア」と聞くと「お年寄り」などのイメージが先行しますが、現在のシニアは元気で働く意欲のある人達です。企業にとってもシニア人材を雇用するメリットはたくさんあります。例えばシニア人材は仕事から得た専門知識や経験が豊富で、同業であれば業界の習慣にも慣れており、即戦力として期待できます。取引先にとっても経験豊かな人材がいることは安心や信頼につながります。他にも幅広い人脈を持っている、年金支給との兼ね合いから高い給与を求めないなど、シニア人材の魅力は数多くあります。

しかし、シニア人材にも弱点があります。視力、記憶力などの身体能力が衰えていますし、腰痛などの慢性疾患を抱えている人も多いでしょう。また個人の特性に配慮せず、人手不足の穴埋め的に採用するのではシニア人材の長所を發揮できません。

では、シニア人材の長所を生かして企業に貢献してもらうにはどうしたら良いでしょうか。まずはシニア人材が働きやすい環境を整えることが大切です。例えば作業台を可動式に代える、短時間勤務を導入する、熟練技術を必要とする仕事をシニア人材向けの仕事として切り出す、シニア人材向けの研修を行うなど、作業内容や勤務形態を見直すと同時にシニア人材の能力を伸ばし、働き方に見合った処遇を行うことが重要です。

埼玉県ではシニアが活躍できる社会を構築するための取り組みのひとつとして、「シニア活躍推進宣言」事業を行っています。その一環として、われわれ埼玉県中小企業診断協会もシニア人材活用についての相談やセミナーの開催、面接会の案内やメールマガジンの配信などの支援を行っています。人材不足に悩んでいる、シニア人材活用に興味がある企業様は、お気軽に埼玉県中小企業診断協会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<http://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com

（注1）出典：平成29年版高齢社会白書（内閣府）